

令和7年度 安全報告書 (安全マネジメントの取り組み報告書)

令和8年3月28日

深川観光バスは安全最優先を基本理念とし、“より安全・安心なバス”を目指して、PDCAサイクルを活用し、輸送の安全性の向上に取り組んでまいります。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
6. 輸送の安全に関する教育の実施状況
7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

深川観光バスは、“より安全と安心なバス”を目指して社員一丸となって輸送の安全の確保に努めております。

令和7年4月1日

【輸送の安全基本方針】

- ①輸送の安全確保が事業の根幹であり管理者・乗務員はその趣旨を共有する。
- ②輸送安全のための法令を遵守する。
- ③輸送の安全に係る計画の策定、実行、確認、改善を活用し安全性の向上に努める。
- ④ 輸送の安全に係る情報を積極的に開示する。
 1. 私たちは、「輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり、社会的使命である」ことを認識し、向上心を持ってPDCAサイクルを活用して、輸送の安全性の向上を図ります。
 2. 私たちは、関係法令・規則を遵守します。
 3. 私たちは、人命を尊重し、人身事故の絶滅を図るため、輸送の最重点目標と安全のための重点目標に取り組めます。

【輸送の安全目標】

- ①安全確保のために普段から確認、判断行動で事故「ゼロ」
- ②急務な時は冷静な判断と行動で対処する
- ③休憩時間の確保と過労運転の防止

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

輸送の安全に関する目標

輸 送 の 安 全 に 関 す る 目 標

1. 安全確保のために普段から確認、判断、行動で事故「ゼロ」
2. 急務な時は冷静な判断と行動で対処する
3. 休憩時間の確保と過労運転の防止

輸送の安全に関する目標の達成状況

目 標	達 成 状 況
1. 人身事故	目標を達成できました。
2. 有責事故	目標を達成できました。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

項目	件数
1. 第2条第1項（転覆・転落・火災・踏切）	0 件
2. 第2条第2項（死者・重傷者）	0 件
3. 第2条第3項（積載物の飛散・漏洩）	0 件
4. 第2条第4項（操縦装置・扉の不適切）	0 件
5. 第2条第5項（疾病による運行中止）	0 件
6. 第2条第6項（車両故障）	0 件
7. 第2条第7項（特別な報告）	0 件

4. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

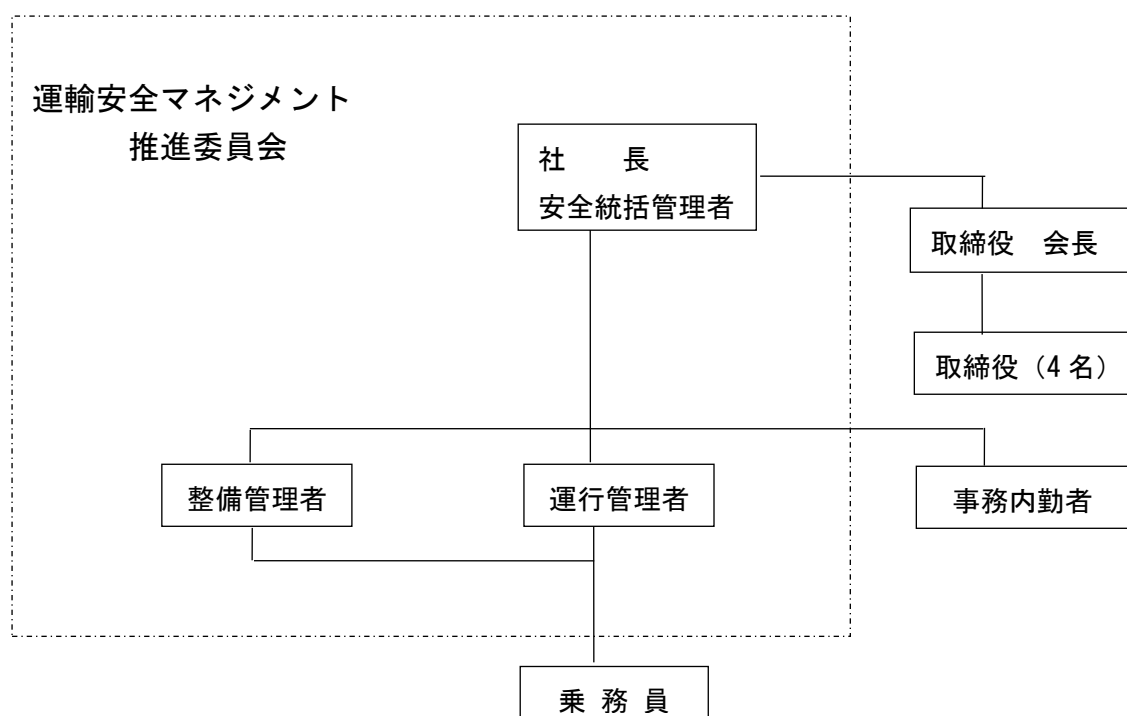
《輸送の安全のために講じた措置》

- ・ 車内事故防止におけるシートベルト着用およびマナー等に関する教育指導の実施
- ・ 事故事例の資料やドラレコ、デジタコ利用した危険予測訓練とヒヤリ・ハットの実態調査
- ・ 車両火災を想定した避難訓練
- ・ 車両の整備点検

《輸送の安全のために講じようとする措置》

- ・ 車内事故防止におけるシートベルト着用およびマナー等に関する教育指導のリピート実施
- ・ 事故事例の資料やドラレコ、デジタコ利用した危険予測訓練とヒヤリ・ハットの実態調査
- ・ 車両火災を想定した避難訓練のリピート実施
- ・ 車両の整備点検

5. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制



6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

安全統括管理者：浅井敬司 統括運行管理者・整備管理者：山本健一 運行管理者：浅井裕貴

月	事故防止等取組内容	主な教育担当	記 事
4	・事業用自動車を運転する場合の心構え ・タイヤ交換の留意点 ・春の交通安全運動 ・春に向けた車輛点検整備	安全統括管理者（運管） 整備管理者	安全運転の基本事項 タイヤ空気圧、締め付けトルク 交通弱者の保護ほか 車輛総点検
5	・事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために順守すべき基本事項 ・バスジャック・テロの対処方法	運行管理者	急の付く動作は避ける 混雑に対する注意事項
6	・サービス向上にむけて ・乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項	運行管理者	挨拶で始まり挨拶で終わる シートベルトの着用の徹底
7	・夏の全国交通安全運動 ・旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項 ・主として運行する路線もしくは経路または営業区域における道路および交通の状況	運行管理者	飲酒・交通弱者・スピードダウンなどについて 乗客が乗降するときの安全確保 運転経路における道路及び交通の状況

8	・危険予測及び回避並びに緊急時における対処方法 ・ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転	運行管理者	危険予測の必要性、ポイント、予知訓練 画像による意見交換、危険性の共有及び対処方法
9	・秋の全国交通安全運動 ・運転者の運転適性に応じた安全運転	安全統括管理者、 運行管理者	夕暮れ時等の事故防止 運転適正結果による心がけ 安全に対する考え方
10	・交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 ・事業用自動車の構造上の特性 ・重大事故及び災害訓練	運行管理者	過労、睡眠不足及び危険運転やヒューマンエラーの防止 車輛の特徴を理解した運転 重大事故を想定した訓練
11	・冬の全国交通安全運動 ・健康管理の重要性	安全統括管理者 運行管理者	初冬期の事故防止車両点検 健康の自己管理
12	・非常信号用具、非常口、消火器の取り扱い ・年末年始の健康管理	安全統括管理者（運管） 整備管理者	車両安全総点検及び非常用具 健康管理
1	・冬道の安全運行について ・異常気象時における対処方法	安全統括管理者（運管）	雪によるトラブル防止対策 吹雪・吹溜まりの対応
2	・安全性の向上を図るための装置を備える事業者自動車の適切な運転方法 ・ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有	安全統括管理者（運管） 監査員	安全走行のための車両の構造ほかヒヤリ・ハットの体験及び画像 安全マネジメント内部監査
3	・車載救急箱の確認 ・労働基準法及び改善基準（服務規程） ・救急救命講習	安全統括管理者（運管）	普通救命講習の受講

7. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

運輸安全マネジメントが適切に機能しているかを検証する。社内・内部監査については自己チェックシートの活用により会社役員によって行う。

●社内・内部監査

深川観光バス株式会社 本社営業所 評価員 本社取締役 野坂 泰弘・浅井 昇

① 実施日：令和8年3月21日

②監査目的：運輸安全マネジメントが適切に機能しているか等の全般的な業務検証

③対象：安全統括管理者、運行管理者、整備管理者

④監査内容：安全マネジメントの適合性及び有効性の両面から適切かつ効果的に業務が実施されているかを、実施記録とヒヤリングによって確認しました。

⑤監査結果：適切に実施されていることを確認されました。

監査方法 1～5の5段階で評価

1) 安全管理の考え方と計画	4
2) コミュニケーション	4
3) 事故等情報の収集・活用	3
4) ヒヤリ・ハットの検証とリピート講習	4
5) 安全管理体制における取組み	4
6) 見直しと改善	4

⑥まとめ：行政処分の公表

○該当なし

安全管理規程

○別途掲載

輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- 定期健康診断、適性診断、適齢診断は適切な時期に行われている。
- 初任運転者に対する指導内容10項目を座学10時間以上行われた。
また、実技指導も11項目にわたり20時間以上行った。指導員は、
運行管理者（貸切バス20年以上）と共にその注意、指示を受け指導している。
- 乗務員台帳、運転記録証明書も適切に管理されている。
- 運転者向けの車内清掃、整備、タイヤ交換における注意事項を整備
管理者の指導により行われている。
- 救急救命も2年ごとに消防署に出向いて講習を受けている。
- 新たに運行管理者1名を令和7年1月10日に選任し安全指導に係
る体制作りを構築した。

輸送の安全に係る教育、ヒヤリ・ハット、研修等について

- 毎月1回、指導教育が行われている。ヒヤリ・ハットにおけるドライブレコーダー動画を基に安全対策の意見交換も実施している。研修については道外において貸切バスの観光ツアーに同乗し他社の運行における運転技術を研修している。

見落としと改善について

- 長年にわたって人身、重責事故が無いことで2重、3重の対策にも
予算等を繰り出す計画を更に上げ、運転手の高齢化に対する投資も
必要に応じて検討する。

以上